

長府製作所延長保証制度 保証規定

本規定書は、延長保証の保証書(以下、「延長保証書」といいます)に記載された商品(以下、「対象商品」といいます)について、以下の項目に基づいて、株式会社長府製作所(以下、「当社」といいます)が無償修理を行うこと(以下、「本保証」といいます)をお約束するものです。

なお、本規定書に記載のない事項については、当社発行の対象商品の保証書(無料修理規定)に準じます。また、当社に本保証をご依頼される場合、本規定書のすべてを承諾していただいたものとします。

1. 本規定書に基づく本保証は、対象商品お買い上げ日に始まるメーカー保証期間が終了する日の翌日から始まる延長保証期間(以下、単に「延長保証期間」といいます)において、当社が発行した対象商品の取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意事項に従った使用をしたにもかかわらず、対象商品に故障やトラブルが発生した場合(以下、「自然故障」といいます)に、延長保証書記載の当社コールセンターに本保証をお客様がご依頼されることにより、適用されます。なお、本保証は金銭の提供による保証をするものではありません。
2. 当社は、前項に定める対象商品の修理及び修理に付随する業務(以下、「修理」といいます)を行い、修理費用及び修理に係る部品代を負担します。なお、離島及び離島に準じる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張による実費を申し受けます。
3. 当社は、本保証の提供にあたり、1回の修理費用及び修理に係る部品代が対象商品の購入金額を超過する場合は、修理は行わず、購入金額の範囲内で当社製の同機種又は同等品を代替品として提供します。また、1回の修理費用及び修理に係る部品代が購入金額を超過しない場合であっても、当社の判断により代替品の提供を行う場合があります。代替品の選定は当社が行い、お客様は代替品の機種を選定することはできません。なお、代替品についても本規定書に基づく本保証の対象とし、延長保証期間は交換前の旧商品から引き継ぐものとします。
4. 当社が発行する対象商品の保証書(無料修理規定)に記載される事項及び以下の事由による場合は、本規定書に基づく本保証の対象とはなりません。
 - (1) 延長保証書に所定事項の記載がない場合または記載された字句が書き換えられ、または書き加えられた場合
 - (2) 延長保証期間外であった場合

- (3) 対象商品の取扱説明書に記載されている調整及び清掃等の諸作業
- (4) 当社が定める消耗品(本体より消耗が早く、適宜交換が必要になる部分の総称を指します)の交換である場合(但し、製品に内蔵されている減圧弁と安全弁(逃し弁)については本保証の対象とします。)
- (5) 対象商品の本体以外に生じた故障または損傷
- (6) (5)の故障に起因した対象商品の故障または損傷
- (7) 設置後の取付場所の移動、落下等によって生じた対象商品の故障または損傷
- (8) 一般家庭用以外(業務での使用、車輛や船舶への搭載等)での使用によって生じた対象商品の故障または損傷
- (9) 直接、間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた対象商品の故障または損傷
 - ① 対象商品の不適切な使用(取扱説明書及び本体貼付ラベル等の注意事項に従わない使用、落下、衝撃、冠水、電池漏液等を含むがこれに限られない)または維持、管理の不備によって生じた故障、錆、カビ、傷、その他使用中に生じた変質、変色、その他類似の事由
 - ② 純正部品以外の部品の使用
 - ③ 地震、噴火、津波、地盤沈下、地盤変動、風害、水害、その他の天災地変
 - ④ 公害、塩害、ガス害(硫黄ガス等)、異常環境(水質・水圧・電圧)、指定外の使用電源(電圧・周波数等)による故障及び腐食・損傷
 - ⑤ 火災、落雷、破裂、爆発または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
- (10) 当社が対象商品のリコール宣言を行なった後のリコール原因となった部位にかかる対象商品の修理
- (11) お客様から申告された故障状況の特定ができなかった場合、もしくは故障内容が再現されない場合のすべての費用
- (12) 外観の損害・破損等、対象商品の通常使用に影響がなく、性能を発揮するにあたり支障のない損害、破損の修繕費
- (13) その他自然故障と判断できない事由によるもの
- (14) 点検費用(法定点検・メーカー点検)

5. 本保証は、以下の損害の賠償を目的とするものではありません。

- (1) 対象商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)
- (2) 対象商品の故障または損傷に起因して他の財物(ソフトウェアを含みます)に生じた故障もしくは損傷等の損害
- (3) 対象商品の故障または損傷に起因して、対象商品またはその他の財物が使用できなかったことによって生じた損害

6. 本規定書に基づく本保証を受ける権利は、第三者への譲渡、移転、質権の設定その他担保に供することはできないものとし、お客様が対象商品の所有権を失われたときに、喪失するものとしします。
7. お客様は、次に該当する事由が発生した場合、延長保証書記載の当社コールセンターに速やかに連絡をするものとしします。お客様が連絡することを怠り、本保証の実施に支障が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
 - (1) 延長保証期間が終了するまでに氏名、住所、電話番号等の変更があった場合
 - (2) 対象商品を第三者に譲渡した場合
8. 修理の際に交換した部品及び代替品を提供した場合の旧商品は返却いたしません。
9. お客様は当社に対する書面による通知をもって当サービスを解約する事ができます。解約の申し出は、お客様が当社に連絡した上で、所定の手続きに従って行うものとし、当社は、当社が別途定める算式により算出した返戻金をお客様にお支払いします。
10. お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当し、または次の各号のいずれかに該当する場合には本保証の提供をお断りさせていただきます。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することまた、上記以外の場合であっても、当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合またはその他当社が適正に本保証を提供することが困難であると判断した場合には、本保証の提供をお断りさせていただく場合があります。
11. 本保証は、日本国においてのみ適用されます。

●個人情報の取扱いについて

取得した個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲においてのみ使用いたします。

- (1)お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供するため
- (2)お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供するため
- (3) (1)に於ける各種サービスのご提供後に、メンテナンス、アンケート、その他事項など、改めてお客様と接触する必要が発生した際のため
- (4)お客様からいただいたご意見、ご要望にお応えするため
- (5)お客様との電話対応の品質向上のため

以上

2024年1月24日制定